

後期高齢者医療について

■後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、本年7月31日までです。8月から使用する被保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。8月1日以降は、7月に郵送する新しい被保険証を医療機関等の窓口にて提示してください。

なお、現在お使いの被保険証は、8月1日以降に保険課まで返却してください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合は、診療を受ける際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、入院時の食事代が減額になります。該当する方は保険課窓口にて申請してください。

なお、次のいずれにも該当する方については、認定証を被保険者証に同封して送付いたします。

- 過去に限度額適用・標準負担額認定証の交付を受けたことがある方。
- 平成27年度の負担区分が低所得区分である方。

▶問い合わせ先=保険課 国保年金係 ☎(56)9134

下水道及び農業集落 排水処理施設利用上の注意

下水道及び農業集落排水処理施設に流せないもの

下水道及び農業集落排水処理施設は、し尿及び生活雑排水のみを対象としたものです。ごみや野菜くず、油類、農薬、揮発性の物質等は絶対に流さないでください。

※これらのものを流したことにより排水管が詰まってしまい、その修繕に多額の費用がかかっています。排水管を詰まらせた場合、宅内の排水設備の修繕費用についてはお客様負担となります。また、本管であつても、お客様の過失と判断された場合、復旧に要した費用をお客様に負担していただく場合もあります。

飲食店等でグリーストラップを設置している方へのお願

グリーストラップは、排水に含まれる油脂分やごみなどを取り除くために設置されています。定期的に清掃しないとグリーストラップの機能が低下し、排水設備の詰まりや悪臭などが発生しやすくなります。

- ・バスケットの清掃は毎日1回行いましょう。
- ・少なくとも週に1〜2回浮いた油をすくい取りましょう。
- ・少なくとも年に4〜6回沈殿した汚泥を取り除きましょう。

▼問い合わせ先
上下水道課 業務係
☎(56)9168

「国民年金 保険料免除制度」を ご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- ▼受付日 7月1日(水)〜
- ▼免除承認期間 平成27年7月〜平成28年6月分
- ▼必要なもの 印かん
・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ・代理申請の場合は運転免許証など
- ・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

▼問い合わせ先
保険課 国保年金係
☎(56)9134
宇都宮西年金事務所
028(62)4281

7月は『第65回社会を明るくする運動』強調月間

『社会を明るくする運動』とは？

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した方たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を作っていこうとする全国的な運動です。

まずは、『できること』から地域のすべての人がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。私たちの暮らす地域から犯罪や非行をなくすために、普段の生活の中で『できること』を探してみましよう。家族や地域に住む人との絆を強くすること。地域の交流を深める催しに参加すること。まずは、それぞれの立場で『できること』を始めましよう。

「青少年は地域社会がはぐくむ」という観点に立ち、町では、地域社会が犯罪や非行の防止に対して一体となった取り組みを進めるため『ミニ集会』を開催します。

どなたでもご自由に参加できますので、お気軽にご来場ください。

『ミニ集会』

- ▶日時・場所＝下表の通り(受付:午前9時～)
- ▶内容＝警察官による講話・フリートークなど

地区	本郷地区	上三川地区	明治地区
日時	7月13日(月) 午前9時～11時	7月15日(水) 午前9時～11時	7月16日(木) 午前9時～11時
場所	本郷小学校図書館	白鷺神社	石田 コミュニティセンター

▶問い合わせ先＝福祉課 福祉人権係 ☎(56) 9128

消費生活センターに ご相談ください

消費豆知識②⑥

○日本年金機構の個人情報流出に便乗した電話に注意!

事例

①日本年金機構を名乗る者から電話があり、「あなたの年金の個人情報ももれている。空き巣に入られるケースが増えているので削除してあげる」と言われたが、あやしいと思いつぐに電話を切った。

②国民生活センターの職員を名乗る者から電話があり、「年金機構の件を知っているか。あなたの個人情報も3社にももれていることがわかった。そのうち2社については削除できたが、1社の削除ができない。削除してくれる団体を紹介する」と言われたが本当か。

③年金情報の流出を調査している。あなたのほかに年金を受け取っている家族はいるかと不審な電話がかかってきた。

日本年金機構における個人情報流出に関連した事例のような不審な電話についての相談が増えています。

流出した年金情報を削除できる「など」といった不審な電話や勧誘があつても、相手にせずすぐに電話を切ってください。

日本年金機構や国民生活センター、消費生活センター等の職員が電話やメールで連絡することはありません。少しでも不安を感じたら、上三川町消費生活センターにご相談ください。

▼相談日時＝
月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午
午後1時～4時

▼相談場所＝
上三川町消費生活センター
(産業振興課内)

▼相談専用電話番号＝
☎(56) 9153